官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件 一
（農林水産一一七九～一一八六）
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件 二
（国土交通七八四～七八七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七八八） 三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件 四
（防衛一八〇）
○道路に関する件 四
（近畿地方整備局八六、八七）
〔国会事項〕
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省） 六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同） 七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同） 七
〔人事異動〕
内閣　宮内庁 八
〔官庁報告〕
官庁事項 九
日本国に帰化を許可する件 三〇
（法務省告示配七七）
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、登録政治資金監査人登録、登録政治資金監査人登録抹消公告関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町独鈷字日詰一〇九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市寺内神屋敷二八九の一（次の図に示す部分に限る。）、二九〇の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷一九五四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月五日

農林水産大臣　小泉進次郎